

SATO社会保険労務士法人

NEWS LETTER
2021年05月号 (No.170)

～ 今月の特集 ～

- ① 中途採用比率の公表義務化について
- ② 70歳までの就業機会確保措置について

中途採用比率の公表義務化について

人生100年時代において職業生活の長期化が見込まれる中、労働者の主体的なキャリア形成による職業生活のさらなる充実や再チャレンジが可能となるよう、中途採用に関する環境整備を推進することを目的に公表が義務化されました。

■制度について

令和3年4月1日より常時雇用する労働者が301人以上の企業は、求職者が容易に閲覧できるかたちで「直近3事業年度の各年度について、採用した正規雇用労働者の中途採用比率」を公表する必要があります。公表はおおむね年に1回、公表した日を明らかにしてインターネットの利用やその他方法で行います。

■直近3事業年度の考え方

4月1日～翌3月31日が事業年度の企業の場合は、2020年、2019年、2018年の3事業年度の中途採用比率を公表する義務があります。

■中途採用比率の計算方法

正規雇用労働者の採用数 (A)

うち中途採用者数 (B)

$B \div A \times 100$ により算出した比率の小数点以下第一位を四捨五入

■中途採用者の定義

新規学卒等採用者以外の正規労働者であるもの。新規学卒等採用者は新たに学校、専修学校を卒業した者（既卒者でも新規学卒者枠で入社した場合は新規学卒等採用者となります）を指します。

■公表方法

公表方法は原則自社ホームページを指しますが、厚生労働省の職場情報総合サイト「しょくばらば」の利用も認められます。

■その他

この規定について罰則はございませんが、公表の義務を果たしていない事業所だとみなされる恐れがあります。また、中途採用を行っていない事業所であってもその比率を公表する義務があります。

70歳までの就業機会確保措置について

■改正の趣旨

少子高齢化が急速に進展し人口が減少する中で、経済社会の活力を維持するため、働く意欲がある高齢者がその能力を十分に発揮できるよう、高齢者が活躍できる環境の整備を目的として、

「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」(高齢者雇用安定法)の一部が改正され、令和3年4月1日に施行されました。現時点でこの改正は定年70歳への引上げを義務付けるものではございません。※努力義務です。

■対象となる事業主

- ・定年を65歳以上70歳未満に定めている事業主
- ・65歳までの継続雇用制度(70歳以上まで引き続き雇用する制度を除く)を導入している事業主

■改正の内容

☆現行制度(義務)

事業主に対して、65歳までの雇用機会を確保するため、高齢者雇用確保措置①～③のいずれかを講ずることを義務付け。

- ① 65歳までの定年引上げ
- ② 65歳までの継続雇用制度の導入

③ 定年廃止

☆新設制度(努力義務)

事業主に対して、65歳から70歳までの就業機会を確保するため、高齢者就業確保措置として①～⑤いずれかの措置を講じるよう努める必要があります。

- ① 70歳までの定年引上げ
- ② 定年廃止
- ③ 70歳までの継続雇用制度の導入
- ④ 高齢者が希望するときは、70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
- ⑤ 高齢者が希望するときは、70歳まで継続的に
a.事業主が自ら実施する社会貢献事業
b.事業主が委託、出資(資金提供)等する団体が行う社会貢献事業に従事できる制度の導入

※雇用以外の措置(④及び⑤)による場合は、過半数労働組合等の同意を得た上で、導入する必要があります。

■留意事項

- ・高齢者就業確保措置は努力義務のため、対象者を限定する基準を設けることも可能です(①②を除く)。ただし、対象者基準の内容は、原則として労使に委ねられるものですが、事業主と過半数労働組合等との間で十分に協議した上で、過半数労働組合等の同意を得ることが望ましいです。また、労使間で十分に協議の上で設けられた基準であっても、他の労働関係法令・公序良俗に反するものは認められません。
- ・5つの措置のうち、いずれの措置を講ずるかについては、労使間で十分に協議を行い、高齢者のニーズに応じた措置を講じていただくことが望ましいです。
- ・複数の措置により70歳までの就業機会を確保することも可能です。個々の高齢者にいずれの措置を適用するかについては、当該高齢者の希望を聴取し、十分に尊重して決定する必要があります。

現時点では努力義務であるものの、近い将来に義務化される可能性があります。

SATOコラム

令和3年4月1日に

【労働保険事務組合 SATO社労法人】

が業務を開始いたしました。

所在地は札幌ではございますが、昨年令和2年の法改正により労働保険事務を委託できる、事業主の主たる事務所の所在地に制限がなくなり、全国各地の中小企業様にご加入頂けます。

●加入のメリット

☆**労災保険のお手続きを事業主様に代わって処理致しますので、処理業務の手間が省けます。**

☆**事業主様、役員の方、家族従事者も労災保険に特別加入できます。**

☆**労働保険料が年40万円未満の企業様でも分納が可能です。**

●加入可能な中小企業

常時使用する労働者の人数

金融、保険、不動産、小売業 50人以下

卸売の事業、サービス業 100人以下

その他の事業 300人以下

詳細を知りたい、ご加入希望などお気軽に担当窓口までご連絡ください。

コロナ禍で全国の企業様にとってはご心労が多くあるかと存じますが、SATOグループは皆様のお力になれるよう努めております。

何かお困りの事がございましたらお気軽にご連絡ください！

【発行元】SATO 社会保険労務士法人 大阪オフィス

〒532-0011

大阪市淀川区西中島 3-5-2 新居第 10 ビル 3 階

Tel : (06) 6838-7188